

○神奈川県警察機動捜査隊規程(概要)

(昭和 46 年 4 月 1 日神奈川県警察本部訓令第 8 号)

最終改正 平成 7 年 12 月 14 日神奈川県警察本部訓令第 21 号

この訓令は、初動捜査、初動鑑識および夜間捜査体制の強化を図るため、
神奈川県警察機動捜査隊の運営について必要な事項を定めたものである。

主な内容は、

- 運用、任務、出動、装備
- 捜査事項
- 関係所属員との協力
- 事件事故の引継ぎ
- 教養および点検

等である。